

屋外広告業についての Q & A

◆ Q 1 屋外広告業とは何か？

A 屋外広告業とは、広告主から広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、施工する営業(※)をいいます。

登録が必要な「屋外広告業を営む」とは、その地域で営業拠点を置いて営業することではなく、地域内で屋外広告物の施工を請け負うことなので、施工場所の自治体に登録が必要です。

また、元請けや下請けといった立場の如何を問いませんので、例えば、建設業者が施主から、屋外広告物の設置を含んだ全体の建設工事を請け負っている場合は、元請け・下請けである建設業者も、屋外広告物の設置・施工を行う下請業者も、共に屋外広告業の登録が必要です。

施工を請け負わない広告代理業や、屋外広告物の印刷、製作等を行うだけの場合は、屋外広告業には該当しません。

※ 新規設置だけでなく、意匠の変更や修繕等も含まれます。

◆ Q 2 屋外広告業登録制度の目的は？

A 「不良業者を排除して良質な業者を育成することによって、その業務の適正な運営の確保を図り、もって、違反広告物等が表示されない体制を構築するため、また屋外広告業者の実態を把握し、その指導育成に資するために導入された制度」です。

それまでの届出制度と違い、違反広告物の設置業者に対し営業停止等の処分が可能となりました。

◆ Q 3 屋外広告物の下地や基礎のみを請け負う場合は、屋外広告業の登録が必要ですか？

A 下地や基礎のみであるならば、屋外広告物に該当しません。したがって、屋外広告業登録の必要はありません。

◆ Q 4 工事中の安全管理等に表示する看板の設置には、屋外広告業の登録が必要ですか？

A 工事中に掲出される安全管理等に関する看板類(※)は、通常は経費の一部として工事請負業者に発注されますが、このように請負金額が明確でない場合は、屋外広告物の表示、設置を請け負ったものと解さないのので、屋外広告業の登録は不要です。

※ 管理上必要と認められるものに限り、内容や大きさ等によっては許可が必要な屋外広告物と見なされ、設置に屋外広告業登録が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。

屋外広告業についての Q & A

◆ Q 5 掲示板のポスターの貼替は、屋外広告業の登録が必要ですか？

A 掲示板自体の設置については屋外広告業の登録が必要となります。ポスター等の掲示物の貼替については、掲示板自体が掲示物の貼替を前提として設置されたものであることから、屋外広告業の登録は不要です。

◆ Q 6 イベント等で4日～5日だけ看板を設置するが、屋外広告業の登録が必要ですか？

A 掲出期間が短期の場合は、屋外広告物法上の屋外広告物の定義に該当しないので、屋外広告業の登録は不要です。

◆ Q 7 島根県で屋外広告業の登録をしているのになぜ松江市に登録が必要ですか？

A 平成30年4月1日に松江市が中核市に移行し、松江市内で屋外広告業を営む事業者の屋外広告業の登録事務権限を持ったためです。

なお、松江市内のみで施工し、市外では看板の施工は請け負わない、という場合は、島根県に屋外広告業の登録をする必要はありません。

◆ Q 8 特例制度はありますか？

A 特例制度はありません。島根県にだけ登録しても、松江市にも登録したとはみなされません。

ただし、経過措置として、平成30年4月1日時点で、島根県に屋外広告業の登録がある業者は、県登録期間が満了するまでの間は届出のみで松江市への登録ができます。

この場合も登録期間の満了にともなって更新登録するときには、松江市にも更新登録の申請が必要となります。

◆ Q 9 松江市に屋外広告業の登録を行いたい

A ・平成30年4月1日時点の島根県の登録の有効期間中である場合は、経過措置の対象となりますので、所定の届出様式に必要事項をご記入の上、届出をしてください。届出には添付書類、手数料は必要ありません。

・島根県の登録がなかった場合、あるいは平成30年4月1日以降に県の登録を更新済みである場合は、新規登録の申請が必要です。登録申請書に必要書類を添付して提出してください。また、1万円の手数料が必要となりますので、後日、郵送の納入通知書で手数料を納めてください。

※必要な添付書類等、詳しくは、屋外広告業の手引きをご覧ください。

屋外広告業についての Q & A

◆ Q 10 登録の有効期間は？

A 新規登録された場合は、5年間有効です。

経過措置による届出をした事業者については、県の登録期間が満了するまでが有効期間となり、更新後からは5年間となります。

有効期限の2ヶ月前に更新登録ご案内の通知を致しますので、更新申請書に必要事項を記入、必要書類を添付して提出してください。

◆ Q 11 松江市に登録するには、松江市内に営業所が必要ですか？

A 松江市での屋外広告業登録に際して必要な営業所とは、「松江市内を営業範囲とする営業所」という意味であって、「松江市内に在る営業所」という意味ではありません。したがって、松江市外に在る営業所であっても、松江市での登録は可能です。

◆ Q 12 業務主任者とは何か？

A 屋外広告業登録を行うには、登録する営業所ごとに業務主任者を置かなければならないと定めています。

業務主任者は、屋外広告物について条例をはじめとして法令の規定を順守し、表示又は掲出物件の設置に係る適正な施工、安全の確保、帳簿の記載、業務の適正な実施が主な役割であり、屋外広告物に関する法令や表示の方法、施工に関する一定の知識等を有する責任者として、下記のいずれかの資格が必要です。

業務主任者に必要な資格

- ・ 屋外広告士
- ・ 都道府県、政令市、中核市が行う講習会修了者
- ・ 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係る方。
- ・ 市長が規則で定めるところにより講習会修了者と同等以上の知識を有すると認められた方（別途、松江市での申請手続きが必要）

なお、上記の主旨に照らすと、通常勤務時間中に業務主任者はその事業所の業務に従事できる体制であることが必要です。

したがって、まったくその営業所に勤務実態のない名義貸しは認められません。

屋外広告業についての Q & A

◆ Q 13 業務主任者の資格取得ができる「屋外広告物講習会」とは？

A 屋外広告物講習会は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関して必要な知識を習得していただくことを目的として各都道府県や政令指定都市、中核市が開催するものです。

◆Q 14 屋外広告物講習会を受けなければ屋外広告業登録はできないのですか？

A 屋外広告業登録を行うには、登録する営業所ごとに業務主任者の選任が必要ですが、Q12の回答のとおり、講習会修了以外の資格でも業務主任者にはなれますので、他の資格がある人なら屋外広告物講習会を受けなくても登録できますし、他自治体の講習会を受けた方が業務主任者であっても登録できます。

ただ、登録をする自治体の講習会を受講すると、当該自治体の条例等を中心した説明を聞くことができるので、その地域でのサイン計画の作成や施工の際の参考にはなりません。

◆ Q 15 「屋外広告物講習会」は、いつ、どこで開催されているのですか？

A 松江市では、平成 30 年度から鳥根県と共催で屋外広告物講習会を開催しています。日時、会場はホームページで告知します。

また、他の自治体（都道府県、政令市、中核市）でも開催されています。他自治体の講習会についても情報が入れればホームページでも紹介します。